

『寺子屋塾』の取引審査

私は日ごろから世間に対し「取引審査の技能を軽視している」、「在来のセミナーや参考書は審査人養成の役に立たない」、と不満を持っております。ではどこが不満なのか？

市販のテキスト（『ゼロから学ぶ安全保障貿易管理の寺子屋塾（第1巻）』）を例に見てみましょう。

1. 第五講（取引審査 Part3）の要約

全文載せると長くなるので、私流要約でいきます。「私流」ゆえにバイアスがかかるかもしれませんが、そこは御容赦のほど願います。

【演習問題】

商社（XX社）から日本メーカー（A社）への中国案件引合である（A社が審査する）

需要者：重慶〇〇有限公司

引合品：リスト規制非該当のマシニングセンサ（約4億円）

参考情報

- イ 需要者からは「メーカー指定」で引合受けた。
- ロ 需要者はバイク部品製造を行うというのが具体的な部品名をなぜか教えてくれぬ。
- ハ XX社の北京駐在員が需要者工場を訪問したら、軍からの感謝状が飾られていた。
- ニ A社担当者が見たXX社のHPには、バイクだけでなく戦車の写真も掲載。

【生徒Y意見】

次の理由で取引不承認；

- ・具体的な部品名を教えてくれないこと
- ・HPに戦車写真が掲載されていたことで用途や需要者要件に疑義がある

【塾長論評】

CA規制チャートを使って考える。「用途要件」に注目すると「バイク部品名を教えてくれぬ」「HPの戦車写真」は気になる。しかし「武器禁輸国」ではないから通常兵器CA規制の「用途要件」は考えなくてよい。

「需要者要件」はどうか？ 戦車写真（≒軍需品生産？）だけで要許可とはならぬが「企業の自主管理」として「軍事用途の懸念が払拭できない」なら不承認もありだ。よって、再度用途を需要者に確認せよ。

需要者の素姓についても再確認せよ。「新規顧客」として現地訪問や調査会社を活用するケースもある。（編註；奨励しているのかな？）

まとめ；取引審査は、リスト規制該非・需要者・用途の総合的勘案が必要。取引形態により審査方法は異なる。「どんなリストにどんなウェイト付けして管理するか」を常に考えていくことが重要。

2. 何のための用途・需要者再確認なのか？

私の不満は「とりあえず再確認」という「とりあえず誰からも文句を言われなさそう」な処方箋にあります。それじゃまるで「とりあえず外角低目に投げておきなさい」と言うのと同じではありませんか？

問題は「とりあえずそうした」後、どうするのかです。今のたとえ話のオチはこうです。「打者が手を出してくるかもしれないよ。審判がストライクを取ってくれるかもしれないし」もうお分かりですね？ この処方箋は「運が良ければ相手から吉報が来るかも」の他力本願、成り行き任せなのです。

但し野球なら、それが「賢い判断」である蓋然性は高いと思います。（だから野村克也もしばしばこれを推奨しています） 実際、それで旨くいくことも多いようですし、またその打者を歩かせ次の選手と勝負するシナリオもあるのであります。

では同じことを輸出管理でできますか？ 審査案件に「敬遠四球」を出せますか？ いや、必要なら出してもいいのですよ。「何となく感じ悪いから」という直感は大切ですから。でもみなさんは、「そんないいかげんな理由」（と営業部が詰るでしょう。重役陣に直訴するかもしれない）でバツを付ける度胸がありますか？

さて本件で「再確認」の結果、「お察し通り戦車の部品製造にも使います」となったらどうするのでしょうか？

肝心なのは「そのときどうするか基準」です。

塾長氏が言う「企業の自主管理」としてどうするのか？ その基準もないままに「とりあえず情報を集め」どうするのか？ 私には判断の先送りにしか見えません。（その意味では生徒 Y 氏の方が立派だと思います。）

3. 君よ「基準」を語れ（と言われても？）

まあいくら「大事だ」と言われても、自主管理の基準なんて、そう簡単に解説できるものではありませんよね。

そもそも「自主」と名がつくことから、各社一律の全国共通版などありえないのは自明です。CISTEC であれ経産省であれ、それはできない相談でしょう。

この本も、できないなら最初から「できない」と言えばよかったと思います。「本篇では法律的判断を解説するが、企業としてのレピュテーションリスクに関する問題は割愛する」と。（おそらく著者は「取引審査は総合的勘案が必要」という表現に、それを「にじませていた」のだと思います。でもね、一般向け教材で「にじませる」なんていうのはダメですよ。読者の多くは「総合的勘案」を文字通り「該非・用途・需要者」と理解したでしょうから）

かく申す米満はどうか？ 「基準」を語る用意はあるのか？

はい、もちろんその用意はあります。

例として私が個別案件の取引審査相談を受けたときの話をします。そのときは需要者情報を調査した上で、若干の整理も書き添えます。但し「私の基準」を押し付けるわけにはいかないのです、大体次の3つの方向で評価を参考用に並べ、お客様の判断にお任せします。

① 「法令遵守オンリー」主義

法令条文のみに則り、許可要否のみで判断する。

これでいくと「許可不要だからいいんじゃない？」というケースが多いです。

② 「潔癖」主義

「悪い噂・情報」がある案件はただちに捨てる。

同じ需要者に「他社（特に著名企業）が納入している」と知っても動揺しない。

③ 「中庸」主義

法令遵守（要許可案件なら許可取るか捨てる）は当然としつつ、問題性が小さそうなら「リスクを取る」ことも考える。

パブリックな場で全部お話するのは、ことの性質上（そして私の営業上からも）無理ですが、実は概略だけでも「語り」たくて仕方がないのです。（どなたか呼んでくれませんか？ 講義の無料体験サービスもやっておりますから）

これ以上書くと営業宣伝になりそう（もう宣伝になっている？）なので、今日はここまで致します。

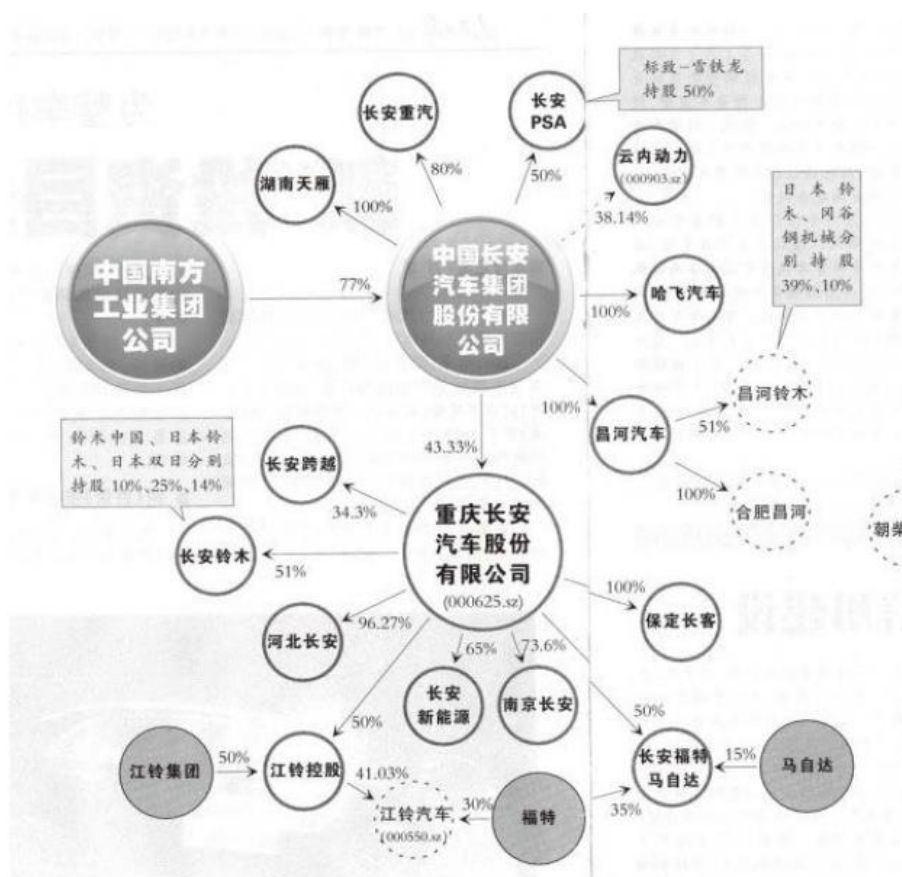
(2016.2.14)

<追記>

「今日はここまで」と言った舌の根も乾かぬうちに何ですが、生徒 Y 氏が問題視した要素について若干の意見を付け加えます。

- ① 軍需企業がバイクを手がけるのはザラにある話です。兵器装備集団（南方工業集団）傘下企業と提携しているメーカーは沢山あります。四輪も然り。たとえば長安汽車はフォード(福特)他と提携しているという記事があります。

<http://club.m.autohome.com.cn/bbs/thread-c-3204-25082493-1.html>



戦車ではありませんが、長安汽車が防爆型戦闘車両の生産に参加したという記事があります。（次頁参照）

- ② この本はそういう事実を伏せて議論しているように感じます。わが国の論客は「こんな活動をしていたらこわいですね～、こわいですね～」と煽り、「こんなルーズな管理で国際平和が守れるのでしょうか？」と続けることが多いように感じます。（既に欧米企業が納入していてもです） 私は欧米企業の方が「大胆」だと思うのですが、その人たちは国際的バランス（「国際平和」を論ずるのなら無視できない筈）にあまり関心がないんでしょうかね？
- ③ 「バイクの部品名を教えてくれない」という設定も現実感ありません。普通、肚に一物ある需要者であれば「はい、あの部位です」と即答してくれる筈で

す。しかもそれは多くの場合「全くの嘘」ではないでしょう。（「戦車部品製造にも使うかもしれない」としても、「バイク部品用にも使われる」のは事実だったりする）仮に今回の事例のように答えてくれないとしたら、それは「色々使うんだよ」という意味にすぎない可能性が高いのではないのでしょうか？（むしろ「正直」な感じがしますね）それをわざわざ「なぜか教えてくれない」とは、悪意のある書き方だと思います。

【防爆型戦闘車両の記事】

(<http://shuoke.autohome.com.cn/article/501875.html?064211>)

【大意】長安工業は独自に重型搭載品を持っており、ディーゼル加圧エンジン、車体、モジュールユニットもあったので、技術導入（編註；南アからの）と国産化は長安工業が担当した。（モジュールの国産化と生産は長安汽車が担当。これすなわち現在生産中の”逸動=EADO”シリーズ XT、CS75 の長安汽車なり）長安工業はわが国で最も歴史ある軍需工場（153年の歴史あり）1956年には長江マークの軽量型指揮車(BJ-212 の前身)を先駆けて開発生産した。

由于长安工业具备独立研发重型载具、拥有完善成熟的柴油增压发动机、传动车桥、分系统集成配套机构，因此负责进口技术与国产化的重担由长安工业（分系统的国产化与生产任务，直接由长安汽车承担，没错就是现在生产逸动XT、CS75的长安汽车。）担当。长安工业（集团）也是我国历史最为悠久的军工厂（拥有153年历史），1956年就率先研发并生产出长江牌轻型指挥车（BJ-212的前身）。

